

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度を堅持するための、
2022年度政府予算に係る意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられる。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要である。さらに、文部科学大臣も改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中学校における少人数学級の必要性についても言及しているように、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠である。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数のさらなる改善が必要である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策としての定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。こうした観点から、2022年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書を提出する。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級についても、早急に実施すること。また、さらなる少人数学級についても検討すること。
2. 教育の機会均等と水準の向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 宛

兵庫県三田市議会